



令和2年12月14日

各報道機関支局長 様

富士宮市長

<p>(件名)</p> <p>ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の再支給</p>	<p>(担当)</p> <p>保健福祉部子ども未来課 子育て支援係</p> <p>担当氏名 鈴木 祥浩</p> <p>電話 0544-22-1146</p> <p>内線 2175</p>
<p>セールスポイント</p>	<p>年末年始に向け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯への給付金を、いち早く支給します。</p>
<p>(要旨)</p> <p>「低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（基本給付）の再支給」の年内給付が12月11日の閣議により決定しました。</p> <p>富士宮市では、一刻も早い支給に向け、事務処理を行い、12月22日（火）に支給する予定です。</p> <p>(内容)</p> <p>1 対象者</p> <p>令和2年12月11日時点で、以下の①～③のいずれかに該当する方で、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方</p> <p>① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方</p> <p>② 公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方</p> <p>※ 令和2年12月11日時点では、基本給付の申請を行っていない方も、基本給付(再支給分)を併せて申請することにより支給します。</p> <p>2 給付額</p> <p>1世帯当たり5万円</p> <p>第2子以降1人につき3万円</p> <p>3 手続き・支給方法</p> <p>申請不要、登録銀行口座へ振込</p> <p>4 支給時期</p> <p>12月22日支給予定</p> <p>(添付資料)</p> <p>なし</p>	